

地球環境に配慮するまちに

社会経済活動の変化や人口の増加は、ごみの排出量や資源エネルギーの消費の増加を招いています。

ごみ問題は、その処理をめぐって21世紀の大きな社会問題となることが予想されます。

また、資源エネルギーの消費は、資源の枯渇問題だけではなく、二酸化炭素排出量の増加など地球環境への影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

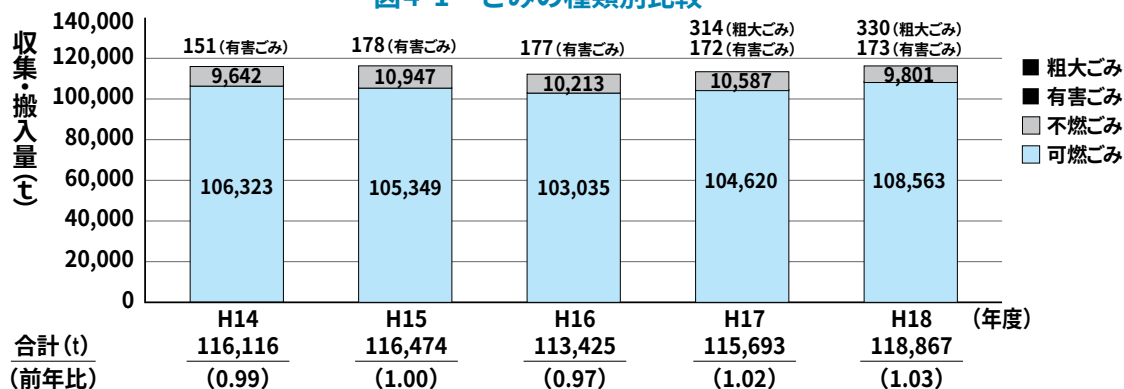
本市のごみ事情

本市では増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料戸別収集（平成13年4月～）、3分別（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の分別収集（平成14年1月～）を実施しました。また、事業系ごみの減量施策として、古紙類の規制（平成15年10月～）を行いました。

しかし、ごみの量は平成16年度以降わずかに増加しています。

ごみ収集・搬入量の推移（市内分）

図4-1 ごみの種類別比較



※可燃ごみにはさわやか収集、不燃ごみには発火性危険ごみ・さわやか収集を含んでいます。

※平成17年度4月から、粗大ごみの計量方法を変更しました。

※平成18年1月以降は、旧額田町分を含みます。

図4-2 家庭系・事業系比較

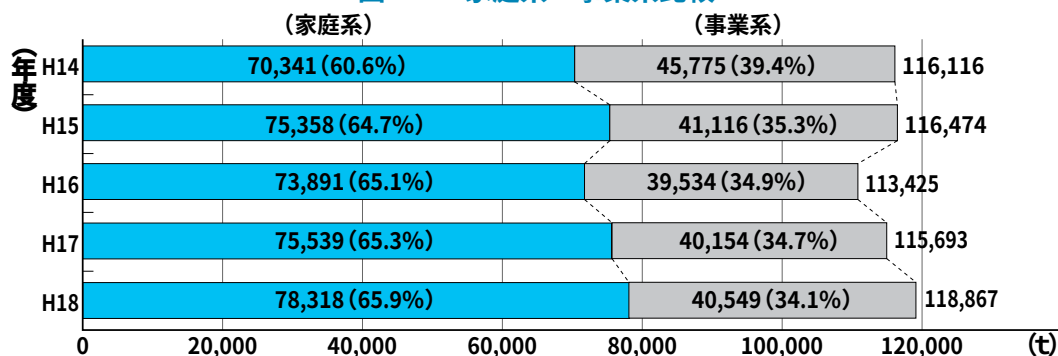
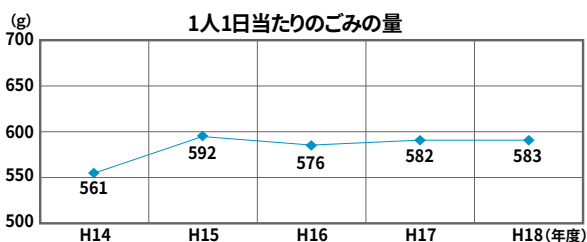
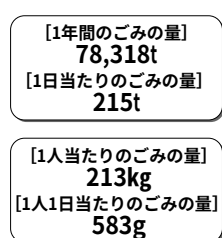


図4-3 家庭から出たごみの量（平成18年度）

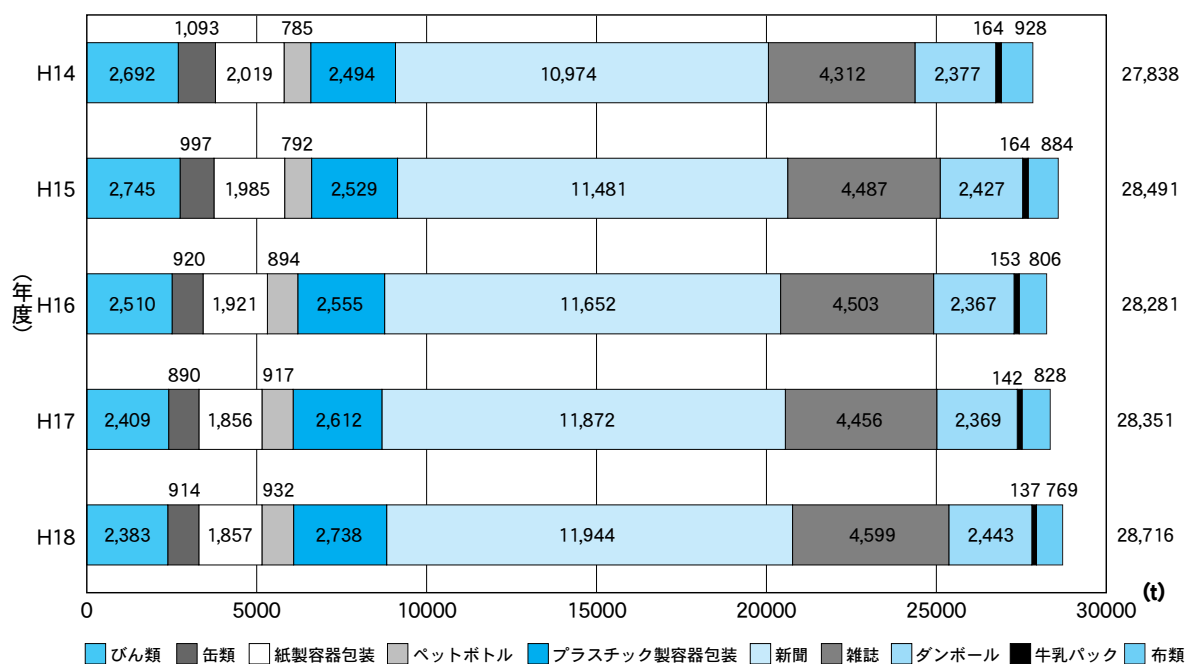


平成18年度の一人当たりのごみ処理負担額（資源等含む）は、**10,649円**
（ごみ処理に要する経常経費の予算額から積算）

行動 9

ごみの減量とリサイクルを推進する

図4-4 ごみ分別による資源化量



岡崎将来ビジョン目標達成状況

図4-5 回収協力店・公所での資源回収量

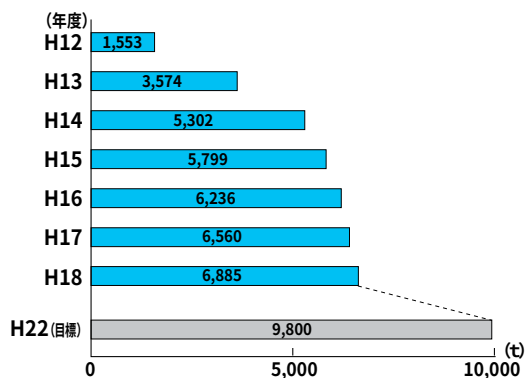


図4-6 資源回収協力店充実

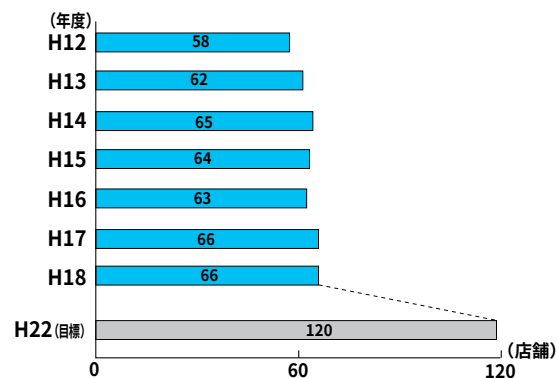


図4-7 容器包装（紙・プラスチック）の収集量

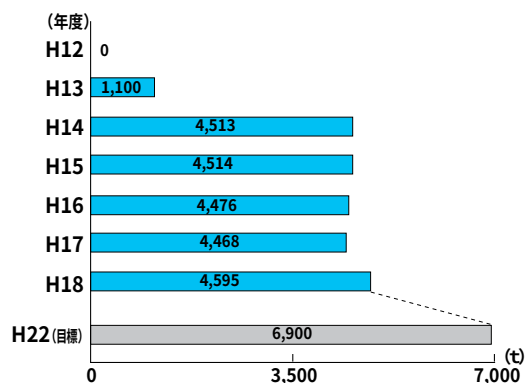
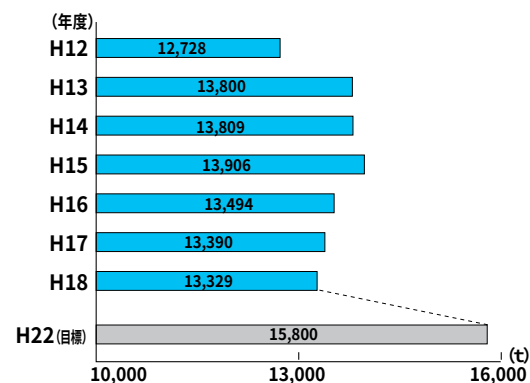


図4-8 子供会・地域等による資源回収量



取組1 家庭でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

1. 家庭ごみの減量を支援します

ノーマル包装運動を推進します
 買い物袋の持参を推進し、家庭から出るごみの減量を支援します
 市民によるフリーマーケット活動を支援します
 ごみ回収ステーションの整備を推進します
 リサイクル製品の情報提供を推進します
 資源回収活動を支援します
 生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します
 ごみの回収方法等について適時見直しを行います
 ごみの減量やリサイクルに関する普及啓発を推進します

実践しよう!ごみを減らすための3R



例えば?

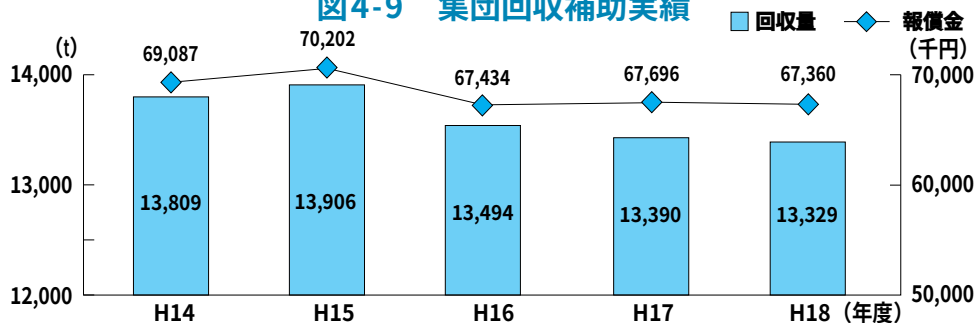
- ☆ 買い物袋を持参してレジ袋を断りましょう。
- ☆ ばら売り、量り売りを利用しましょう。
- ☆ 詰め替え商品を使用し、容器を再利用しましょう。
- ☆ 電化製品が壊れたら修理して使いましょう。
- ☆ 市の不用品情報交換を利用しましょう。
- ☆ 再生品を使った商品を購入しましょう。

■ 集団回収

集団回収を実施する子供会等の団体に報償金を交付しています。(図4-9)

→ 平成19年度以降も継続予定です。

図4-9 集団回収補助実績

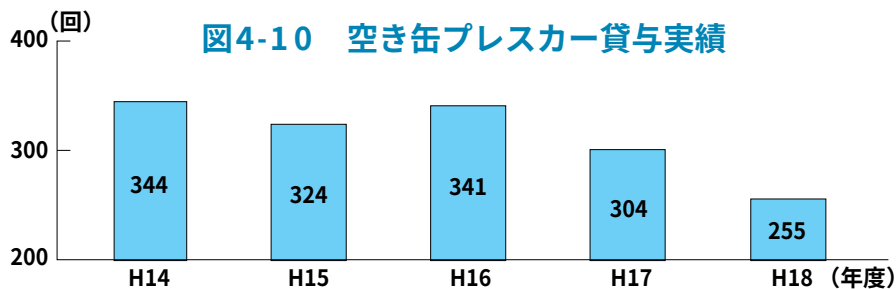


■ 空き缶プレスカー

子供会等の団体に対して、アルミ缶とスチール缶を自動選別して圧縮することができる空き缶プレスカーの派遣を行っています。(図4-10)

→ 平成19年度以降も継続予定です。

図4-10 空き缶プレスカー貸与実績



■ 生ごみ処理機設置補助実績

家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。(図4-11)

生ごみ処理機等の設置基数 (平成18年度)

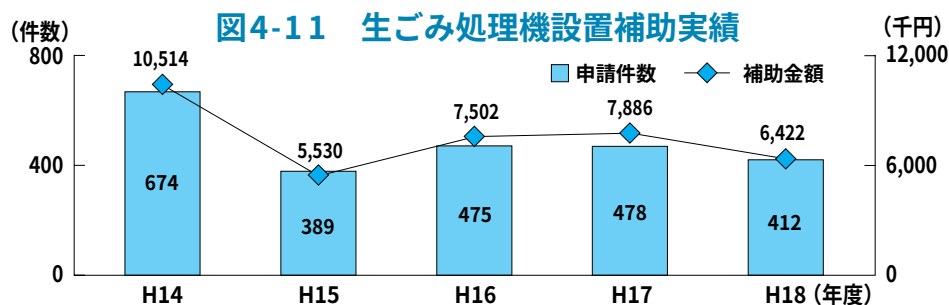
コンポスト: 50基

ぼかし容器: 71基

電動式生ごみ処理機: 316基

→ 平成18年度以降も継続予定です。

図4-11 生ごみ処理機設置補助実績



■ごみ減量とリサイクルの啓発活動

ごみ減量とリサイクルを推進するために、中央クリーンセンターのリサイクルプラザで、資源物のリサイクル、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放しています。（図4-12、表4-1）また不用品情報交換など、リサイクルに関する情報を広報して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

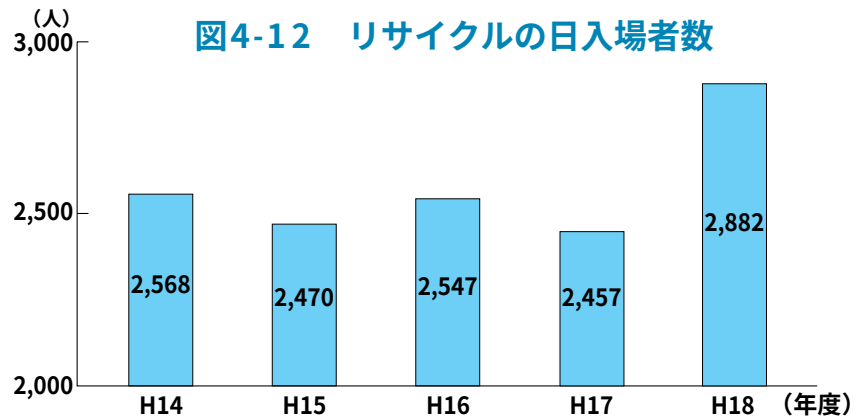


表4-1 リサイクルの日の実績（平成18年度）

入場者数	2,882人
サンドブラスト利用者	558人
吹きガラス利用者	37人
再生家具販売数 (応募総数 1,727件)	209点
再生自転車販売数 (応募総数 1,327件)	180点

表4-2 ごみ減量絵画作品展（小学校・中学校の自由応募）

提出校	52校(小学校42校、中学校10校)
参加者	1,562人(小学生1,099人、中学生463人)
入選者	95人
特別賞	6人
市長賞	武藤 円蘭さん(大門小学校5年)
市議会議長賞	柴田 央麻さん(岩津中学校3年)
環境審議会議長賞	新井 瑞季さん(岡崎小学校4年)
	長井 香奈さん(福岡小学校4年)
教育委員会賞	武笠 結天さん(根石小学校6年)
観光協会議長賞	鈴木 絢香さん(六ツ美中学校3年)
ぬり絵	
提出園	40園(幼稚園・保育園)
参加者	3,506人



市長賞



市議会議長賞

※この2点の作品は、ごみ収集車の側面にプリントされ、市内を走っています。

取組2 事業所でのリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

■事業系古紙類の搬入規制

平成15年10月1日から、事業所から出る古紙について、クリーンセンターへの搬入規制を実施しています。古紙を8分別し、すべてリサイクルすることとしています。

■廃棄物処理の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは特別管理産業廃棄物として特別な管理や処理をしなければなりません。

一般廃棄物は、主に家庭から排出される生ごみなどで、市が一般廃棄物の処理計画を策定し、その処理計画に従って処理を行うこととなっています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出されるがれき類、汚泥、廃プラスチック類などで、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正処理しなければなりません。さらに、事業者は廃棄物の運搬、処分を行う場合、法律に多くの基準が設けられており、その基準に従うこととなっています。

■廃棄物関係施設

廃棄物の処理をするための施設（一定規模以上）を設置するときは、設置許可申請（公共施設は届出）を行い、法律に規定された構造基準、維持管理基準など様々な基準を満たさないと設置することができません。

市内においての施設は、表4-3、表4-4のとおりです。

表4-3 一般廃棄物処理施設

（平成19年3月31日現在）

施 設 数	内 訳
17施設	ごみ焼却施設7施設（公共3施設、民間4施設） ごみ処理施設（破碎）2施設（民間2施設） ごみ処理施設（圧縮）2施設（民間2施設） し尿処理施設1施設（公共1施設） 再生利用施設1施設（公共1施設） 最終処分場4施設（公共4施設）

表4-4 産業廃棄物処理施設

（平成19年3月31日現在）

施 設 数	内 訳
81施設	焼却施設10施設（民間10施設） 汚泥の脱水施設20施設（民間20施設） 廃プラスチック類の破碎施設7施設（民間7施設） 木くずの破碎施設7施設（民間7施設） がれき類の破碎施設30施設（民間30施設） 安定型最終処分場4施設（民間4施設） 管理型最終処分場3施設（公共1施設、民間2施設）

■廃棄物関係処理業者

事業者が、廃棄物を自ら運搬、処分できない場合は、許可を取得している廃棄物処理業者に委託しなければなりません。市内において廃棄物の収集運搬、処分の許可を取得している業者数は、次のとおりです。（表4-5）（表4-6）

表4-5 一般廃棄物処理業者（平成19年3月31日現在）

業 種 名	許 可 業 者 数(件)
一般廃棄物収集運搬業	99

表4-6 産業廃棄物処理業者（平成19年3月31日現在）

業 種 名	登 録 許 可 業 者 数(件)
産業廃棄物収集運搬業	4,854
産業廃棄物処分業	59
特別管理産業廃棄物収集運搬業	493
特別管理産業廃棄物処分業	3

■自動車リサイクル関係業者

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成17年1月1日から施行されました。

国内で年間約400万台排出される使用済自動車の適正な解体・破碎処理を図るために、事業者の登録・許可を行っています。（表4-7）

表4-7 自動車リサイクル登録許可業者（平成19年3月31日現在）

業 種 名	登 録 許 可 業 者 数(件)
引取業	257
フロン類回収業	85
解体業	16
破碎業	5

■産業廃棄物処理業者の年間取扱実績（表4-8～11）

表4-8 産業廃棄物収集運搬業者が関与した市外への運搬実績（平成17年度実績）

種 類	市外への運搬量(t)
産業廃棄物	1,621,103
特別管理産業廃棄物	6,689

※事業者自らが運搬した実績及び収集運搬業者が関与した市内間での運搬実績は把握していません。

表4-9 産業廃棄物処分業者の処理方式別処理実績（平成17年度実績）

処 理 方 式	処 理 量(t)
産業廃棄物	411,416
中間処理(脱水)	12,453
〃 (乾燥)	998
〃 (焼却・ばい焼)	3,267
〃 (油水分離)	3,318
〃 (乾留・蒸留)	44
〃 (中和)	1,063
〃 (熔融加熱分解)	52
〃 (破碎・粉砕・切断・圧縮)	302,418
〃 (発酵処理)	5,977
〃 (選別)	64,642
埋立処分(安定型最終処分場)	789
〃 (管理型最終処分場)	258
その他	83
再生利用	16,054
特別管理産業廃棄物	2,429
中間処理(乾留・蒸留)	2
〃 (中和)	1,793
埋立処分(管理型最終処分場)	0
その他	634

表4-10 産業廃棄物処分業者の種類別処理実績

(平成17年度実績)

種 類		処理量 (t)	市内分 (t)	市外搬入分 (t)
中 間 処 理	産業廃棄物	379,308	281,223	98,085
	汚泥	19,212	14,697	4,515
	廃油	1,627	360	1,267
	廃酸	374	79	295
	廃アルカリ	690	71	619
	廃プラスチック類	29,552	9,260	20,292
	紙くず	1,787	714	1,073
	木くず	22,975	17,950	5,025
	繊維くず	485	306	179
	動・植物性残さ	876	104	772
	金属くず	5,778	2,981	2,797
	ガラス・陶磁器くず	17,059	6,025	11,034
	鋳さい	11,595	—	11,595
	がれき類	227,605	204,802	22,803
	家畜のふん尿	5,617	5,591	26
	その他	34,076	18,283	15,793
	特別管理産業廃棄物	2,429	134	2,295
	引火性廃油	2	2	0
	腐食性廃酸	1,327	7	1,320
	腐食性廃アルカリ	466	120	346
	その他	634	5	629
最終処分	産業廃棄物	1,047	921	126
	がれき類	789	132	126
	ガラス陶	258	789	0
	特別管理産業廃棄物	0	0	0

表4-11 市内の産業廃棄物最終処分場の状況

(平成18年3月31日現在)

種 別	処 理 量 (m³)
安定型最終処分場埋立容量	241,122
既埋立処分量	90,856
平成18年度埋立処分量	789
残存埋立容量	150,266
管理型最終処分場埋立容量	153,100
既埋立処分量	144,800
平成18年度埋立処分量	265
残存埋立容量	7,938

※市の最終処分場の容量は含んでいません。

■特別管理産業廃棄物

市内において事業所や医療機関から排出される特別管理産業廃棄物の排出量は、次のとおりです。
(表4-12)

表4-12 排出及び処理状況

(平成17年度実績)

種 類	排出量 (t)	自己中間処理 (t)	業者委託処理 (t)
特別管理産業廃棄物	1,523	345	1,178
引火性廃油	458	77	381
腐食性廃酸	90	2	88
腐食性アルカリ	183	0	183
感染性廃棄物	665	266	399
その他	127	0	127

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性に優れており幅広く使用されていましたが、生体・環境への影響が多いため製造が中止となりました。使用を終え廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、平成28年7月までに保管事業者が責任を持って適正に処理することが義務付けられています。(表4-13)

表4-13 保管状況

(平成18年3月31日現在)

保管業者数	保 管 量 (個)	使 用 中 (個)
215業者	高圧トランス 51	高圧トランス 12
	高圧コンデンサ 494	高圧コンデンサ 24
	低圧トランス 0	低圧トランス 0
	低圧コンデンサ 7,366	低圧コンデンサ 0
	柱上トランス 674	柱上トランス 431,000
	安定器 9,027	安定器 2,231
	ほか	ほか

■廃棄物適正処理指導状況

廃棄物の適正処理のために施設等への立入を行い、問題等がある事業者に対しては行政処分・行政指導を行っています。(表4-14)

表4-14 廃棄物適正処理指導状況

(平成18年度実績)

指 導 等 内 容	指 導 等 件 数
立入件数	822
	うち通常立入 391
	緊急立入 431
行政処分	取消し処分 23
	営業停止 0
	措置命令 0
	改善命令 0
行政指導	勧告 0
	指示書交付 15
	指導票交付 19
	報告の徴収 18



今後も、廃棄物の不適正な処理の撲滅や廃棄物のリサイクルを推進していくために業者に対して指導・助言また施設等への立ち入りを行う予定です。

取組3 公共施設でリデュース、リユース、リサイクルに取り組みます

1.市役所はゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）に挑戦します

- 公共施設から排出されるごみの発生を抑制し減量します
- 公共施設から排出されるごみの分別、再使用・再資源化を推進します
- 全ての紙ごみをリサイクルします
- グリーン購入を実践します
- 建設廃材の再資源化を推進します

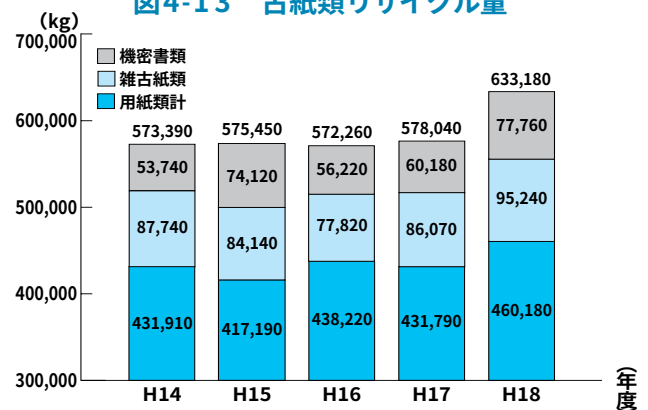
■すべての古紙類のリサイクル

岡崎市役所におけるゼロ・エミッションを推進するために、すべての古紙類をリサイクルしています。また、機密書類は溶解処理後にトイレトペーパーに再生され、エコシール制度の報奨交換物品として利用されています。（表4-15）

表4-15 古紙類リサイクル量

(平成18年度)	
種 類	処 理 量(kg)
用紙類	800
ダンボール	180,770
雑誌	236,000
新聞	42,610
※雑古紙類	95,240
機密書類	77,760
計	633,180

図4-13 古紙類リサイクル量



用紙類計：用紙類・ダンボール・雑誌・新聞
雑古紙類：雑古紙・シュレッダー処理紙・その他の紙類

取組4 循環型社会の形成に取り組みます

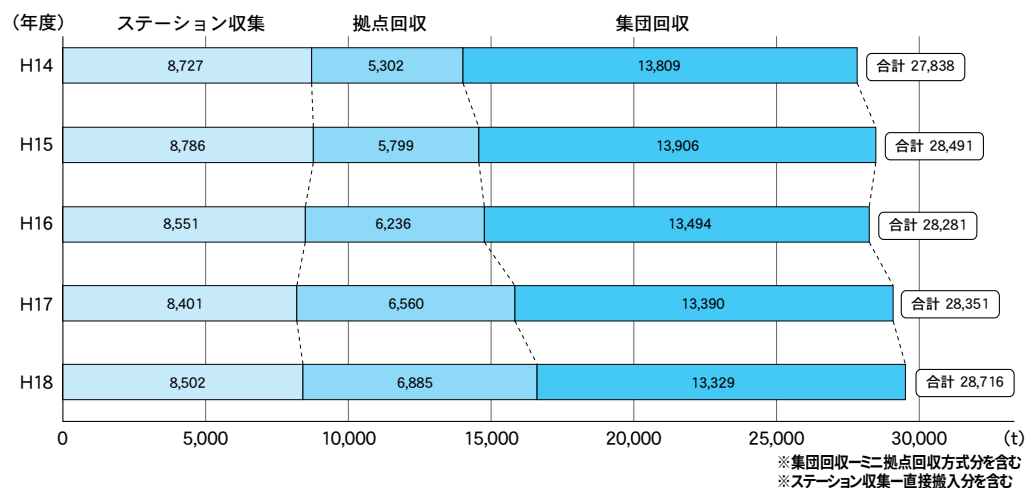
1.循環型社会の形成に向けた活動を支援します

- 資源物の回収ルートに関する情報を提供します
- 資源物回収協力店舗を増やします
- 容器包装リサイクル法に基づく回収ルートの構築を推進します
- 家電リサイクル法に基づく廃家電製品の適正回収を推進します

■資源化量

本市では資源となるものをステーション収集・拠点回収・集団回収の3種類の形態で収集・回収し、リサイクルを行っています。（図4-14）

図4-14 収集形態別資源化量



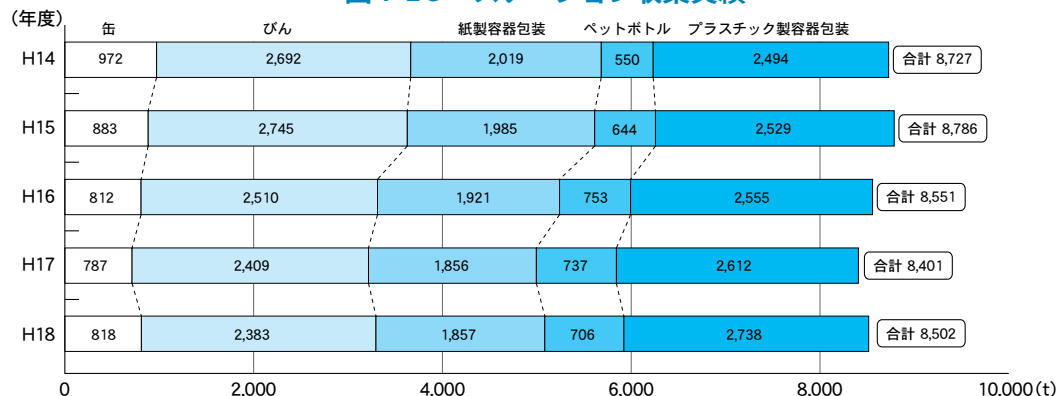
①ステーション収集

資源物(缶・びん)は、中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入、選別処理を行い、資源物を再生資源業者に売却しています。

資源物(紙製容器包装・プラスチック製容器包装)は、収集し、選別・梱包した後、容器包装リサイクル法で定められたリサイクル先に搬入しています。

資源物(ペットボトル)は、収集し、ラベルのないきれいなものと、ラベルのついたものに選別しています。ラベルのないものは、市で粉碎処理をして売却し、ラベルのついたものは、選別・圧縮・梱包した後、容器包装リサイクル法で定められたリサイクル先へ搬入しています。(図4-15)

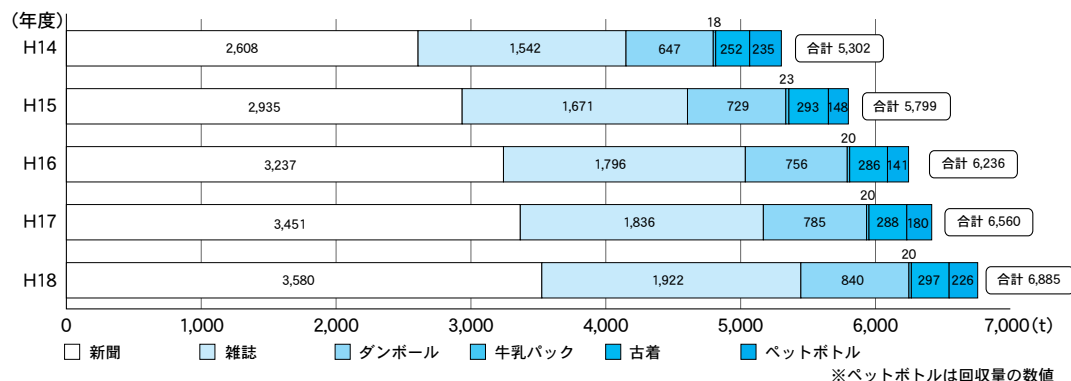
図4-15 ステーション収集実績



②拠点回収

市民の方が資源を出しやすくするため、協力店舗でペットボトル（56店舗：平成19年4月1日現在）と新聞・雑誌（9店舗：平成19年4月1日現在）を回収しています。また、市役所、市民センター等では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル等を回収しています。(図4-16)

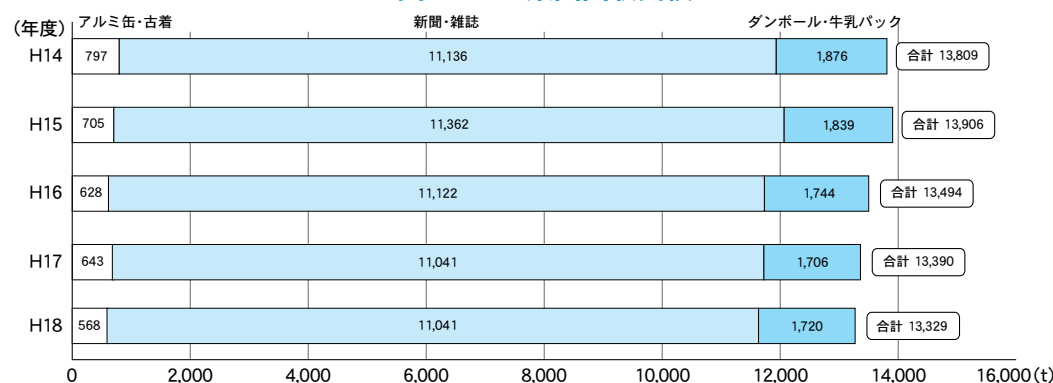
図4-16 拠点回収実績



③集団回収

市民の方に積極的に資源化を推進していただくために、子供会や町内会等（416団体：平成19年3月31日現在）による集団回収で新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・アルミ缶を回収していただいています。また、平成15年度からは新たにミニ拠点回収という制度も始めました。(図4-17)

図4-17 集団回収実績

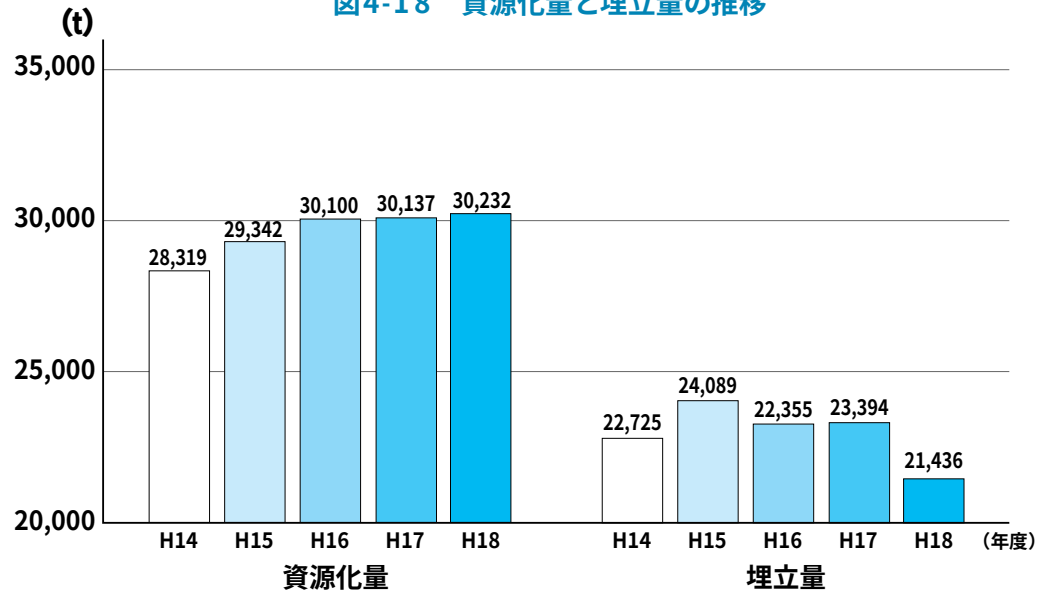


■資源化量と埋立量

可燃ごみは中央クリーンセンター・八帖クリーンセンターの処理施設で焼却処理を行っています。

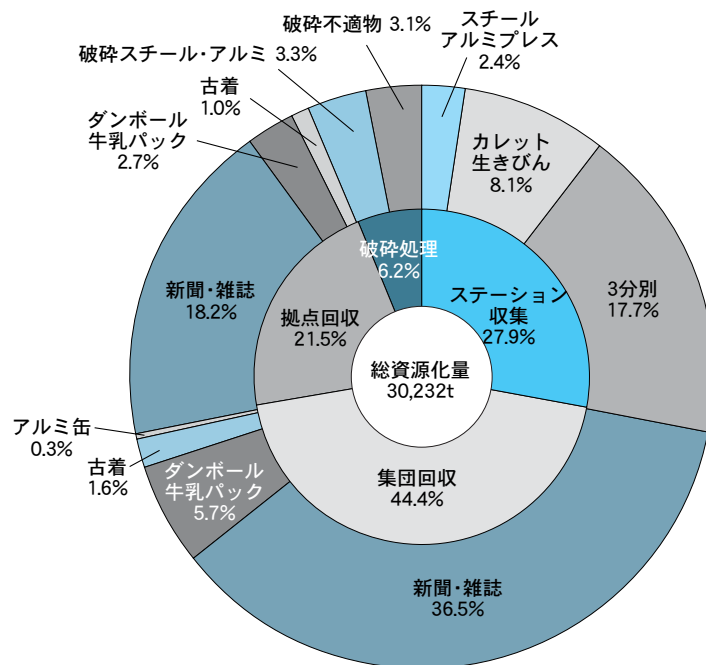
不燃ごみは中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入して、破碎処理しています。破碎後は、可燃物・資源物・残さに選別して、可燃物は焼却施設へ搬入し、資源物は再生資源業者に売却しています。焼却施設から発生する焼却灰と、不燃ごみの残さなどを北部一般廃棄物最終処分場へ搬入して埋立処理しています。(図4-18)

図4-18 資源化量と埋立量の推移



※埋立量のH18には一般廃棄物最終処分場(額田)への埋立分を含みます。

図4-19 平成18年度資源化量内訳



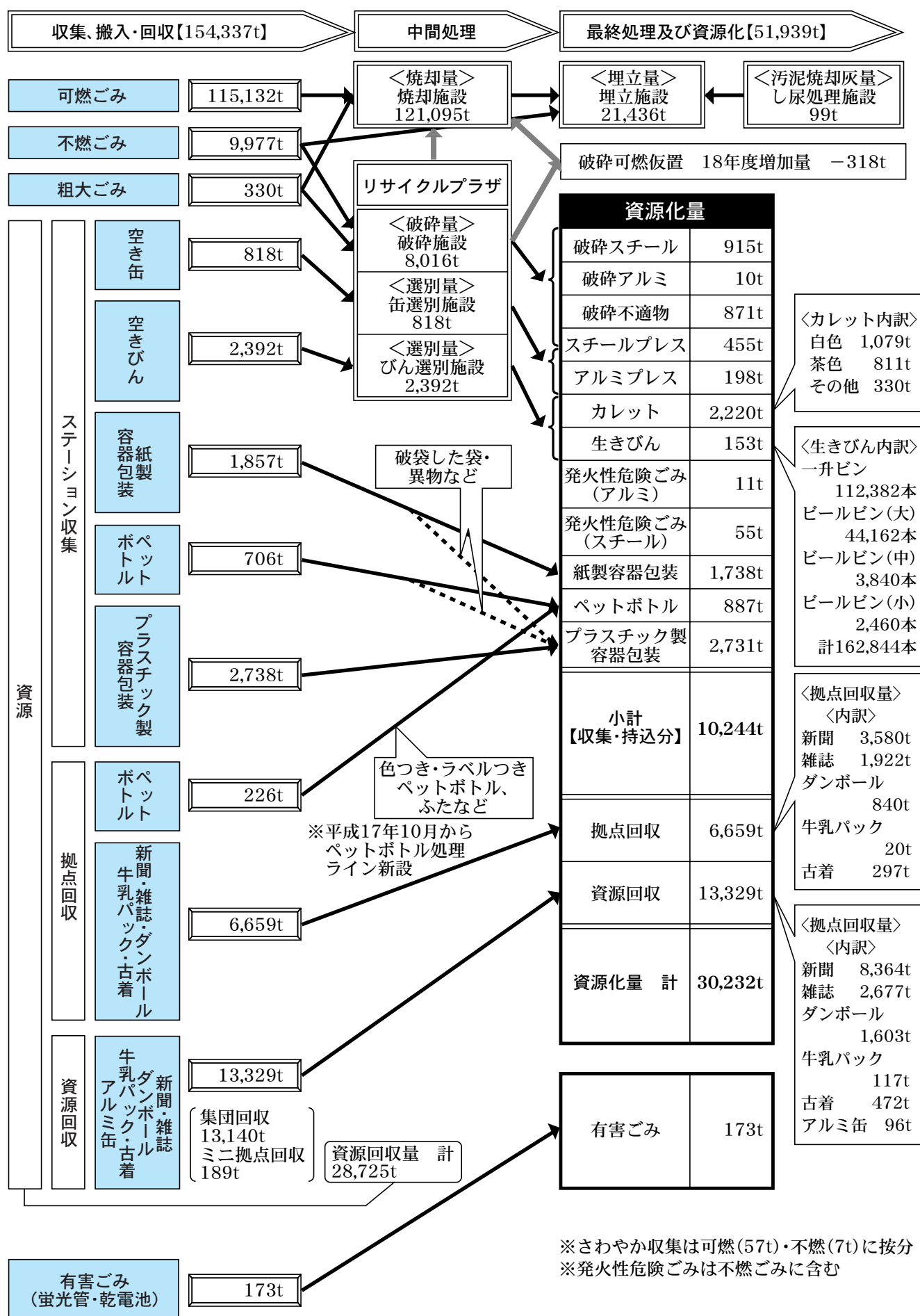
※3分別…紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装

※破碎処理…不燃ごみの処理過程からの資源物

※破碎不適用…破碎前に選別した資源物

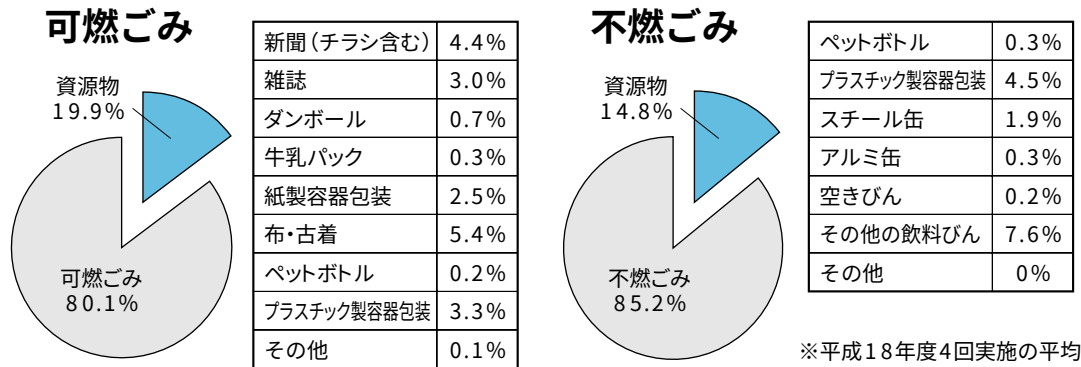
※カレット…ガラスを砕いたもの

平成18年度処理フロー（幸田町含む）



■平成18年度ごみ質分析結果

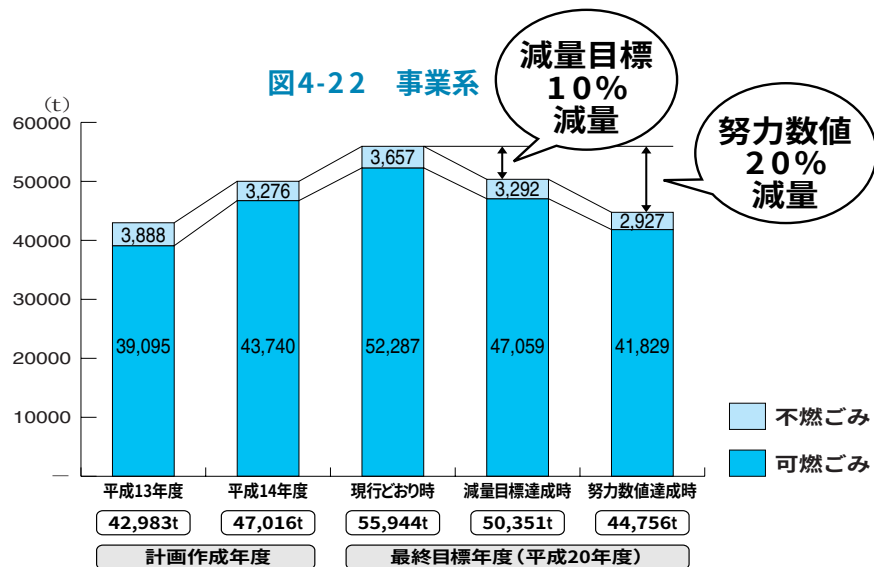
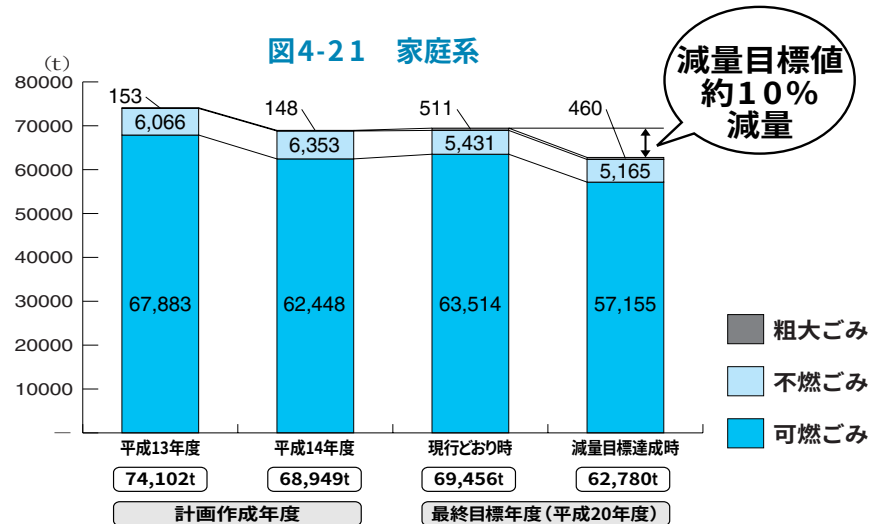
図4-20 平成18年度家庭系ごみ質分析結果（ごみステーション分析結果）



■ごみ処理基本計画

平成14年度にごみ処理基本計画を見直し、最終目標年度である平成20年度の数値目標を、家庭系ごみを予想される見込み量に対して10%減量、事業系ごみを予想される見込み量に対して10%減量に設定しています。

平成20年度の目標ごみ量



現行どおり時…現行のごみ処理体制が継続された場合のことをいいます。

減量目標達成時…発生抑制やごみに含まれる資源物の分別排出を徹底することで達成される。

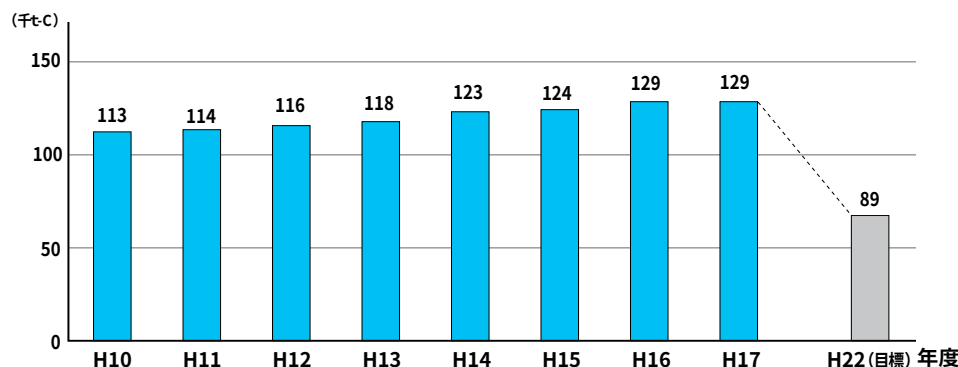
努力数値…事業系ごみについては、搬入制限等も含めた対策を行うことで20%減量を努力数値とする。

行動 10

地球温暖化を防止する

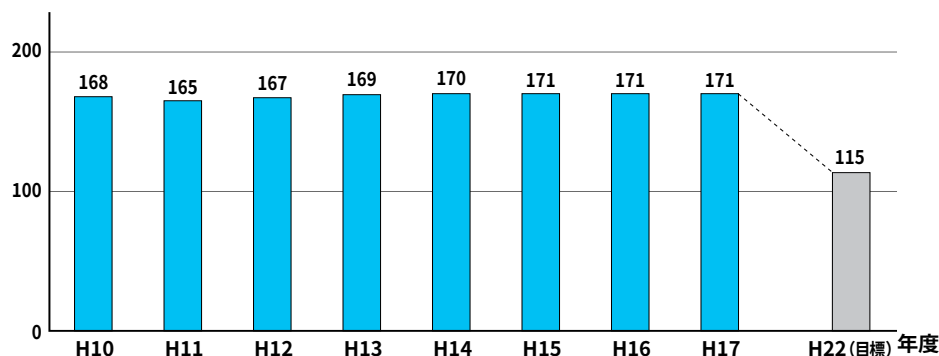
(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■家庭から二酸化炭素排出量



(環境配慮に向けた行動計画 目標達成状況)

■自動車からの二酸化炭素排出量



取組1 家庭や事業所のエネルギー消費量を削減します

1.公共交通機関を整備します

公共交通網の充実に取り組みます

地球温暖化防止活動を支援しています

取組2 建物の省エネルギー化に取り組みます

1.公共施設の省エネルギー化に取り組みます

公共施設における新エネルギーシステムの導入を推進します

大規模開発事業におけるエネルギーの効率化を図ります

■アイドリングストップの啓発

市の施設に看板等を設置して、施設利用者や通過車両などへの周知をしています。

〔平成18年度〕 看板800枚製作

平成19年度以降も継続予定です。

■新エネルギー導入

市の施設へは、太陽光発電などの新エネルギー設備を導入しています。(表4-16)

今後も設置について検討します。

表4-16 新エネルギー設備導入状況

種 類	施 設 名	設 備 概 要
太陽光発電	総合検査センター	5kw (発電出力)
	福祉会館	8.8kw
太陽熱利用	シビックセンター	20kw
	北部一般廃棄物最終処分場	20kw
	砂川雨水ポンプ場	4kw
	北部学校給食センター	10kw
廃棄物発電	市役所東庁舎	4.6kw
	八帖クリーンセンター	1,500kw (発電出力)
コージェネレーション	中央クリーンセンター	900kw
	岡崎市民病院	1,000kw (定格出力)

2.省エネルギーシステムの導入を推進します

市民や事業者が行う省エネルギーシステムの導入について、各種助成制度等も利用しながら支援を行います

■高効率給湯器設置費補助金

一般家庭からの温室効果ガス排出量を削減するために、従来型と比較してエネルギー消費効率が優れるCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）及びガスエンジン給湯器（通称：エコウィル）を設置する方に補助金を交付しています。

〔平成18年度〕 580基補助

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

■住宅用太陽光発電システム設置費補助金

一般家庭からの温室効果ガス排出量を削減するために、クリーンエネルギーである太陽光を利用して発電するシステムを設置する方に補助金を交付しています。

〔平成18年度〕 153基補助

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

取組3 エネルギー消費を管理します

1.環境マネジメントシステムを普及します

環境家計簿を作成し、普及します

環境マネジメントシステムに関する普及活動を行います

市民や事業者の地球温暖化防止活動に対して、市は情報の普及等の支援を行います

庁舎における省エネルギー対策を実践します

■環境家計簿

家庭からのCO₂排出量がわかる本市独自の環境家計簿を3カ月間記録することにより、環境配慮行動を始めるきっかけとしていただいています。

〔平成18年度〕 広報、ホームページ、イベント会場などで呼びかけるとともに希望者には直接又は郵送にて配布しました。また、市政情報コーナーでもご自由にお持ちいただけるようにしています。

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

■環境マネジメントシステムに関する普及活動

環境目標2行動5取組2をご覧ください。

■地域や学校での地球温暖化をテーマとした学習会

〔平成18年度〕 8回開催

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

2.環境教育を推進します

学校教育における環境教育への取組を指導します

自然や地球環境に関する環境副読本の作成と活用を推進します

小中学校における情報ネットワーク環境および拠点の整備を推進します

教育センターの建設を推進します

■学校で環境教室

小中学生を対象として環境教室を開催しています。

〔平成18年度〕 56回、3,453人

➡ 平成19年度以降も継続予定です。

■夏休み環境教室

〔平成18年度〕

場所：総合検査センター

対象：市内在住小学校4年生以上

内容：平成18年7月25日（火）空コース 18名

平成18年7月28日（金）繊維コース 16名

平成18年8月1日（火）水コース 25名

➡ 平成19年度以降も継続予定です。



環境教室（小学校） ※エコすごろく

市役所の環境への取組みと効果

■地球温暖化対策推進実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本市の全ての事務及び事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画を策定しています。対象範囲は、庁舎のみならず、廃棄物処理、下水処理、上水供給、消防、市立学校、市民病院など、本市のすべての事務及び事業を対象とし、外部への委託等により実施する事務及び事業は、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請するものとしています。

●第1次計画（平成13年度～平成17年度）

①計画の期間

平成13年度から平成17年度までの5年間

②基準年度

平成10年度

③基準年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

54,073トン-CO₂

④削減目標

平成17年度において基準年度対比7%削減

⑤実績

平成17年度において基準年度対比8.57%削減（目標達成）

図4-23 温室効果ガス総排出量

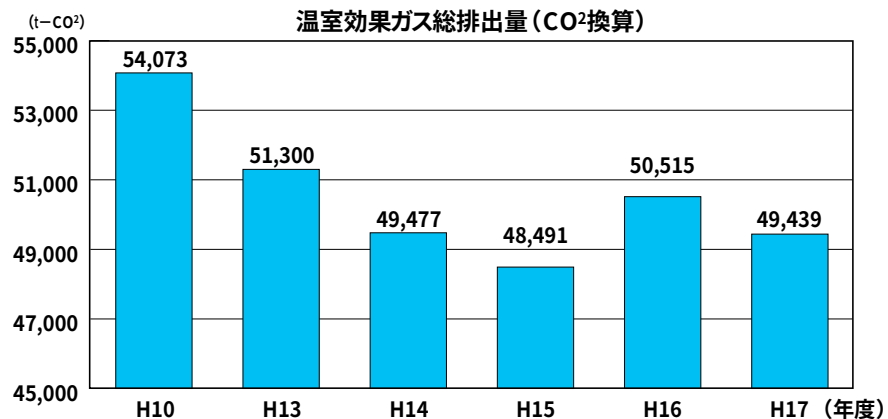
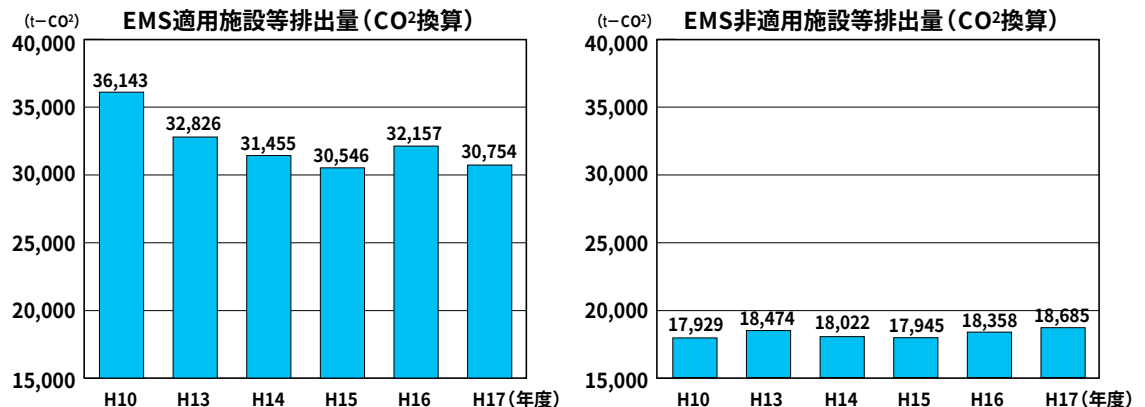


図4-24 環境マネジメントシステム（EMS）適用の有無による比較



●第2次計画

①計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

②基準年度

平成17年度

③基準年度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）

57,991トン-CO²

※旧額田町の公所等及びポンプ所などの小規模施設を対象に加えたため、第1次計画時の平成17年度実績とは異なります。

④削減目標

平成22年度において基準年度排出量以下に抑制

■環境マネジメントシステム（ISO14001認証取得）

岡崎市役所は平成14年7月に国際規格ISO14001の認証を取得しました。当初は本庁舎等のみの認証でしたが、その後に岡崎市民病院、保健所、斎場などの公所へも認証を拡大しました。平成17年度には2回目の更新をし、「2004年版」にも対応しました。環境マネジメントシステムを運用し継続的改善をすすめることで、エネルギー使用量を削減し、市役所から排出される温室効果ガスを削減することができました。（表4-17）

表4-17 認証取得の経緯

年月	本庁舎等	一般廃棄物最終処分場
平成11年 8月	市長による認証取得宣言	
9月	プロジェクトチーム発足	
平成12年 2月	環境方針公表	
7月	認証取得(本庁舎等のみ)	
平成13年 3月		認証取得
8月	認証範囲拡大(67公所)	
平成14年10月	認証範囲拡大(岡崎市民病院)	
平成15年 6月	認証更新	
平成16年 3月		認証更新
6月	認証範囲拡大(保健所始め3公所)	
平成17年 3月		認証範囲拡大(北部一般廃棄物最終処分場)
平成18年 3月	認証更新(2004年版対応)	
4月		認証更新(2004年版対応)

※エネルギー削減量(二酸化炭素)については、66ページの図4-25をご覧ください。

■市役所周辺美化活動

市役所周辺の環境美化を推進するために、昼休みを利用して職員が自主的に道路などを清掃しています。

[実施日] 原則として毎月第4水曜日

[実施場所] 市役所周辺の道路、公園など



■岡崎市グリーン調達方針

本市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮した物品等の調達を推進しています。平成14年4月に策定した「岡崎市グリーン調達方針」は、国が作成する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じて品目を定めています。

①目的

地方公共団体として環境負荷の少ない物品等の調達を推進することにより、本市の事務及び事業活動に伴い生ずる環境負荷を低減し、環境との共生を保った持続的発展が可能な循環型都市の形成に資することを目的としています。

②判断基準等

[1] 判断基準

グリーン購入法適合品又はエコマーク認定品

※一部の品目には本市独自の判断基準

[2] 配慮事項

判断基準ではないが、さらに配慮することが望ましい事項として品目ごとに設定

[3] 調達方針に定められていない品目

次の要件を考慮すること

【物品・役務等】

- ・エコマーク認定品であるか
- ・各種環境ラベル等の制度に適合したものであるか
- ・製造事業者等が独自に定めた基準等により製造等されているか

【製造事業者等】

- ・環境マネジメントシステムを構築しているか(ISO 14001、エコアクションなど)
- ・環境に配慮した事業活動をしているか

③調達物品等

判断基準等を定める物品等は基本的に国の方針に準じていますが、一部本市独自の品目があります。

④調達順位

物品等の調達に当たっては、原則としてすべて判断基準に適合するものを選定しますが、必要とする仕様等に合わないなどやむを得ない事情がある場合は、できるかぎり環境に配慮したものを選定することとしています。(表4-18)

表4-18 調達順位

順位	内容	判定
1	判断基準に適合するもの ①グリーン購入法適合品 ②エコマーク認定品(品目一覧にないものを含む) ③本市独自の判断基準適合品	適合品
2	次のいずれかを満たすこと ①各種環境ラベル等の制度に適合するもの ②環境ラベル等と同等の環境配慮基準を満たすもの	準適合品
3	1又は2によることができない場合は、次のことを考慮すること ①各品目の「配慮事項」 ②製造事業者等が独自に定めた基準等により製造等されているか ③製造事業者等は環境マネジメントシステムを構築しているか ④製造事業者等は環境に配慮した事業活動をしているか	環境配慮品

⑤適用範囲

本市の事務・事業活動に伴う全ての物品等の調達

⑥調達目標

品目ごとの調達率の単純平均80%以上

$$\text{品目ごとの調達率(\%)} = \frac{\text{適合品及び準適合品の購入(契約)量}}{\text{全体の購入(契約)量}}$$

⑦調達実績

表4-19 調達物品等の分類及び調達率

分類	品目数	調達率(%)	分類	品目数	調達率(%)
紙類	8	94.3	自動車等	5	53.1
印刷	2	98.0	消火器	1	—
文具類	78	85.5	制服・作業服	2	83.9
オフィス家具	10	69.0	インテリア・寝装寝具	8	57.6
OA機器	17	85.3	作業手袋	1	98.9
家電製品	8	91.3	その他繊維製品	3	0
冷暖房			生活用品	1	—
温水器等	4	100.0	その他3分類	13	—
照明	3	36.7	計19分類	165	82.0

■市役所の主な取組み・行動

●具体的な取組内容

①省エネルギー等にあたっての環境配慮

[1] 環境配慮物品等の選択

物品、役務等は岡崎市グリーン調達方針に基づき選定

[2] 省エネルギーの促進

(ア) 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

- ・ 昼休み、退庁時、使用していない部屋の消灯
- ・ 長時間使用しないOA機器の電源OFF
- ・ 夏季は職務遂行にふさわしい軽装を心がける
- ・ 不必要な照明は消灯又は間引きを検討
- ・ 空調機器の運転終了時間の繰上げ(余熱活用)
- ・ 建築物の夜間の照明は必要最小限とする
- ・ 自然光を積極的に取り入れる
- ・ 最寄の階への移動は階段を利用
- ・ 給湯器の温度設定は低めに
- ・ 屋上や壁面の緑化を検討
- ・ エネルギー供給設備の適切な運転管理

(イ) 庁舎等における節水の推進

- ・ 水量を出しすぎない、流しっぱなしにしない
- ・ トイレの二度流しをしない
- ・ 洗い物は「ため水」で
- ・ 節水コマの取付け
- ・ 洗車時の垂れ流しを避ける
- ・ 漏水点検の徹底
- ・ 水道水压を低めに

(ウ) 用紙類等の使用量の削減

- ・ 原則として両面印刷
- ・ 会議等でのペーパーレス化促進
- ・ 資料の用紙サイズの統一による両面印刷
- ・ 回覧で済む文書はコピーや配布をしない
- ・ 持ち帰り封筒の省略
- ・ 使用済み封筒の再利用
- ・ 文書ファイルの共有化
- ・ 電子情報化などによるペーパーレス化
- ・ 配布の必要部数を把握
- ・ ミスコピー紙の裏面利用

(エ) 公用車の効率運用と適正運転

- ・ 低公害車(環境に優しい車両)の優先利用
- ・ 効率的な運行計画
- ・ アイドリングストップの実行
- ・ 急発進、急加速、空ぶかしをしない
- ・ 不必要な荷物は積まない
- ・ 暖機運転の抑制
- ・ タイヤ空気圧調整等定期的な点検整備
- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ 近距離の出張には徒歩、自転車を活用

(オ) 駐車場設置者及び管理者の義務

- ・ 利用者に対して、アイドリングストップを行うべきことを周知するための措置を講ずる

[3] 環境に配慮した製品の使用促進

(ア) 再生紙の使用拡大

- ・用紙等の購入、印刷物の発注にあたっては、古紙パルプ配合率及び白色度を指定
- ・再生紙を使用した印刷物は、再生紙使用及び古紙パルプ配合率、白色度について表示

(イ) 公用車の導入

- ・公用車の必要性を再検討
- ・計画的に低公害車等の導入
- ・更新期間を長くするために点検・整備を徹底

[4] 廃棄物の減量とリサイクルの促進

(ア) 廃棄物の減量とリサイクルの促進

- ・昼食時には箸を持参
- ・ノーレジ袋、ノー包装の推進
- ・水筒を持参
- ・包装材料等の再利用やリサイクルの推進
- ・使い捨て容器の品物は注文を控える
- ・リサイクルしやすい製品を優先的に選択
- ・紙コップ等使い捨て製品の使用を抑制
- ・備品類等の廃棄物の適正処理
- ・ファイル類などは再使用
- ・市民利用施設に分別リサイクル箱を設置
- ・過剰包装された商品は購入しない
- ・生ごみのコンポスト化を検討
- ・物品発注時には過剰包装を避ける仕様

(イ) 備品等の有効利用

- ・備品類等、消耗品類等は修理・補修を心掛け、長期間繰り返し使用
- ・リユース情報システムの活用により 他部局での再利用に心掛ける

(ウ) 有害物質等の適正処理

- ・施設の排出ガスや排水の処理を確実に行う
- ・保管・処理記録を作成
- ・施設の応急体制の整備
- ・フロン等の回収を適切に行う

②建設工事にあたっての環境配慮

[1] 省エネルギーの推進

- ・環境基本計画に基づく計画及び設計
- ・施設の機能変化に対応可能な建物の設計
- ・床の断熱材導入、気密化による断熱
- ・効率的な空調システム化
- ・屋上及び壁面の緑化・電力平準化設備の採用
- ・環境負荷が少ない施設の導入
- ・太陽光発電など自然エネルギーの活用
- ・省エネルギー型機器の導入
- ・コージェネレーションの導入

[2] 水利用の合理化

- ・雨水利用設備の導入
- ・給水装置末端に節水に有効な器具の導入
- ・雑用水等の再利用設備を採用

[3] 環境負荷の少ない工事の実施

- ・環境配慮手順書等に基づく工事

[4] 敷地内及びその周辺の自然環境の保全

- ・既存緑地の保全
- ・自然的要素の多い空間の創造
- ・敷地境界には植栽
- ・既存の表土の活用
- ・在来植生に配慮した緑化

●職員の環境配慮

①職員の環境保全行動の推進

- ・イベント開催時の環境配慮を推進
- ・通勤や不要不急の自動車の利用は控える
- ・環境に関する催事へ積極的に参加
- ・積極的に職場環境の改善を提案
- ・地域の環境保全活動等に積極的に参加
- ・市関連施設周辺の環境美化に取り組む
- ・各家庭における環境保全の取組みを推進
- ・エコ通勤を実施

②環境に関する啓発活動、情報提供の積極的な実施

- ・環境研修を計画的に実施
- ・環境保全のための取組みを積極的に広報
- ・職員研修で環境問題を取扱う
- ・環境保全の取組みを積極的に情報発信
- ・各種行事は環境に配慮した内容となるよう努める
- ・環境教育についての出前講座を積極的に行う

■イベント開催に当たっての環境配慮指針

イベントの開催は、本市の施策などをわかりやすく伝え楽しみながら理解していただく場となりますが、一方でエネルギーの消費や廃棄物の発生など環境への負荷を及ぼすという側面を有しています。

この指針は、イベント自体の目的や楽しさを損なうことなく、市が率先して環境に配慮するために取組内容等を定めたものであり、本市が開催するすべてのイベントが一定水準の環境に配慮したものとなることを目的としています。

①対象

[1] 規模

イベント、大会、講演会、シンポジウム等で、参加予定者が100人以上のもの

[2] 形態

- ・本市主催のもの
- ・本市が共催又は実行委員会の構成員となるもののうち、その実施について市が指導できるもの

②環境配慮の取組事項

イベント開催に伴い環境へ負荷を及ぼす要因は数多く考えられますが、主催者がこの要因を認識し、発生する環境への負荷を最小限にするための取組事項を7つにまとめました。

[1] 広報

- ・広報活動はインターネットや電波媒体を積極的に活用する
- ・環境に配慮していることについてポスター、インターネット等によりPRする
- ・来場者に対し、取組んでいる環境配慮の内容をわかり易く説明する
- ・公共交通機関など環境負荷の少ない交通手段による来場を呼びかける

[2] 交通

- ・開催案内などに公共交通機関による来場方法を記載する
- ・主催者やスタッフは、率先して公共交通機関を使用する
- ・交通渋滞、騒音等で周辺地域に迷惑をかけないように配慮する
- ・資材等の搬入・搬出にあたっては、できるだけエコカーを使用する
- ・主催者、スタッフは、アイドリングストップを徹底するとともに、来場者にも呼びかける

[3] 配布物・資料

- ・必要なもの及び数量を事前に的確に把握する
- ・配布物・資料は、再生紙を使用するなど、岡崎市グリーン調達方針に沿って作成する
- ・使い捨て商品などのごみの増加をもたらす物品を配布しない
- ・配布物品の包装や資料袋等は、やむを得ない場合を除き使用しない

[4] エネルギー・資源

- ・省エネ型機材の使用、適切な冷暖房温度の設定等省エネ対策を図る
- ・パネル、看板等必要な資材は既存のものを活用、再使用可能なものを優先選定する
- ・消耗品は必要なもの及び数量を事前にチェックし必要最低限とする
- ・消耗品は岡崎市グリーン調達方針に沿って購入する
- ・必要以上の照明、装飾はしない

[5] 自然環境

- ・会場選定にあたっては、既存施設を最大限活用する
- ・仮設の工作物を設置する場合、できるかぎり土地や自然を改変しない場所を選定する
- ・排水、騒音、振動の発生に際しては、周囲の環境に配慮する
- ・夜間照明などを使用する際は、周囲の環境に配慮する
- ・植樹、魚の放流等を行う場合は、生態系に配慮する

[6] ごみ

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を原則とし、できないものは適正処理する
- ・弁当、紙コップ等使い捨て容器は、やむを得ない場合を除き使用を控える
- ・余った消耗品等は、主催者が持ち帰り再使用する
- ・余った印刷物は、主催者が持ち帰り再使用又は再資源化する
- ・ごみの分別の仕方などを参加者に指導、明示する
- ・イベント終了後は会場及び周辺の清掃を行う

[7] 運営

- ・ イベントの従事者に環境配慮の取組内容を周知し実践する
- ・ 外部委託を行う場合は、委託業務の仕様書に明記するなどにより実践する
- ・ 必要に応じ、環境配慮について関心の高い市民やNPO等の意見を聞く